

# 令和4年度(第58回)大阪市高齢者福祉月間実施要領

## 標語

### 「みんなで築こう 安心と活力ある健康長寿社会」

#### 1 趣 旨

人生100年時代といわれる現在、誰もが健康で安心して、生きがいのある生活を送ることが出来る健康長寿社会を築くことが課題となっています。現在、増加する認知症高齢者の支援や介護予防、災害時の支援体制づくり等、地域での支え合いや医療・介護・福祉の連携促進により高齢者ができる限り住みなれた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みが各地で進められています。また、高齢者だけではなく、子どもや障がい者など地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことを目的とした地域共生社会の実現が目指されています。

一昨年从我国を含め世界中に大流行をもたらしている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対し、ウィズコロナ時代に対応した保健・医療・介護の構築が進められていますが、地域社会における様々な実践により、高齢者の孤立やフレイル防止に継続的に取り組むことが求められます。

こうした状況をふまえ、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等、以下の6つの目標を掲げ取り組むことを提唱いたします。

#### 2 目 標

- (1) すべての高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。

- (2) 高齢者の知識、経験や能力を生かした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- (3) 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防、感染拡大防止等への取組みを進めよう。
- (4) 高齢者の人権を尊重し、認知症高齢者への支援のあり方や介護問題等をみんなで考え、高齢者や介護者を支える取組みを積極的に進めよう。
- (5) 高齢社会における家族や地域社会等の役割を理解し、多世代がお互いに協力して安心と活力ある健康長寿社会をつくろう。
- (6) 減災や防災への取組みに関心を持ち、日頃から地域でのつながりを築こう。

### 3 実施期間

9月15日の「老人の日」を中心として、9月1日から9月30日までの1か月間とする。

「老人の日」の経緯（内閣府ホームページ参照）

昭和22年（1947年）に兵庫県多可郡野間谷村で行われた敬老行事がきっかけとなり、昭和25年（1950年）、9月15日を「としよりの日」としようとする敬老・福祉の県民運動が開始されました。

昭和26年（1951年）、中央社会福祉協議会（現：全社協）が全国運動を提唱。

9月15日から21日までの1週間を運動週間として「老人を敬い慰め、励ますとともに、老人福祉に対する国民的理解を促進し、老人自身もまたその立場を自覚し、新しい社会建設に参加する」ことをうたって様々な活動が推進されました。

「としよりの日」は後に「老人の日」を経て昭和41年（1966年）に国民の祝日「敬老の日」へと発展しました。そして、平成13年（2001年）の老人福祉法の改正により、9月15日が「老人の日」と定められました。

なお、「国民の祝日に関する法律」の改正により、平成15年（2003年）から「敬老の日」が9月の第3月曜日となりました。